

ミュージアムロード アイデアコンペ 審査委員会

日時：令和8年1月11日（日）9:00～

場所：三宮国際ビル7階 701会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員紹介【資料2（委員名簿）】

3. 議 事

（1）応募作品提出状況について

（2）会長及び会長代理の選任【資料3（規則）】

（3）傍聴要綱の決定【資料4（傍聴要綱）】

（4）審査委員会の公開等について【資料3（規則）・資料5（指針）】

（5）1次審査通過作品の選定

4. 閉 会

ミュージアムロード アイデアコンペ審査委員会
委員名簿

	氏名	所属等
	石川 路子	甲南大学 経済学部 教授
会長代理	伊藤 香織	東京理科大学 建築学科 教授
会長	久保田 善明	富山大学 学術研究部（都市デザイン学系） 教授
	武田 重昭	大阪公立大学大学院 農学研究科 准教授
	山下 裕子	ひと・ネットワーククリエイター／眺めニスト

(五十音順、敬称略)

○執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則

令和4年10月5日
規則第37号

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき市長が設置する附属機関(以下、「附属機関」という。)の名称及び担任事務は、別表1のとおりとする。2 附属機関の委員の定数、任期及び会長の選出方法は、別表2のとおりとする。
(運営)第2条 前条の規定により設置する附属機関の運営は、この規則の定めるところによる。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者その他それぞれの附属機関の担任事務に応じて市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期中に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(臨時委員)

第4条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員の定数のほか、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 前条の規定は、臨時委員に準用する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 附属機関の会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(部会)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員又は臨時委員は、会長が指名する。

3 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって附属機関の議決とすることができます。
(幹事)

第7条 附属機関に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係する本市の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、附属機関の担任する事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(議事)

第8条 附属機関は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 附属機関の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第9条 附属機関及び部会は、必要があると認められるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第10条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、附属機関の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定は、部会の議事に準用する。

(会議の公開等)

第11条 附属機関の会議は、公開する。ただし、附属機関の議決により、公開しないことができる。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他附属機関の運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

2 この規則の施行に関し必要な事項(前項の事項を除く。)は、附属機関を主管する局室区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(1) 附則第3項の規定 令和8年4月1日(2) 附則第4項の規定 令和9年4月1日(3) 附則第5項の規定 令和8年4月1日

(令7規則33・令7規則1・令7規則23・一部改正)

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に設置された執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項に規定する附属機関については、この規則の規定は、適用しない。
(執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部改正)

3 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。
別表1及び別表2の市立自転車駐車場のあり方検討委員会の項を削る。
(令7規則33・一部改正)

4 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。
別表1及び別表2の居住と税制のあり方に関する検討会の項を削る。
(令7規則1・追加)

5 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。
別表1及び別表2のミュージアムロード アイデアコンペ審査委員会の項を削る。
(令7規則23・追加)

附 則(令和4年12月13日規則第42号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年1月25日規則第48号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月3日規則第58号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年5月31日規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年8月8日規則第17号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月12日規則第21号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年2月14日規則第41号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第80号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月4日規則第33号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月11日規則第1号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年9月10日規則第23号)
この規則は、公布の日から施行する。

別表1

(令4規則37・令7規則33・令7規則1・令7規則23・一部改正)

名称	担任事務
市立自転車駐車場のあり方検討委員会	市立自転車駐車場の今後のあり方検討に関すること。
居住と税制のあり方に関する検討会	居住と税制のあり方検討に関すること。
ミュージアムロード アイデアコンペ審査委員会	ミュージアムロード アイデアコンペの審査に関すること。

別表2

(令4規則37・令7規則33・令7規則1・令7規則23・一部改正)

名称	定数	任期	会長
市立自転車駐車場のあり方検討委員会	5人	委嘱の日から令和8年3月31日まで	委員の互選により選任する者
居住と税制のあり方に関する検討会	7人	委嘱の日から令和9年3月31日まで	委員の互選により選任する者
ミュージアムロード アイデアコンペ審査委員会	5人	委嘱の日から令和8年3月31日まで	委員の互選により選任する者

ミュージアムロード アイデアコンペ審査委員会 傍聴要綱

（令和8年1月11日）
（ミュージアムロードアイデアコンペ審査委員会会議）

（趣旨）

第1条 この要綱は、執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則第12条第1項の規定に基づき、ミュージアムロード アイデアコンペ審査委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

（傍聴章）

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入した者のうち、傍聴を認められた者に交付する。

2 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

（傍聴章の返還）

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

（傍聴人の定員）

第6条 一般席の傍聴人の定員は、10人とする。ただし、審査委員長が特に決める場合には、この限りではない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の禁止）

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に審査委員長の許可を得た者は、この限りではない。

（傍聴人の退場）

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、審査委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の視聴)

第13条 インターネットを通じて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により会議を行う場合における会議の視聴については、第2条から第12条までの規定を準用する。この場合、「傍聴」とあるものは「視聴」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月11日から施行する。

附属機関及び有識者会議に関する指針

〔平成 25 年 3 月 27 日
市長決定〕

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この指針は、附属機関及び有識者会議の適正な運営等に関し基本的な事項を定めることにより、行政運営の効率性、透明性、公平性、適正性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針において、「附属機関」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例（執行機関の附属機関に関する条例第 1 条第 2 項に規定する規則・企業管理規程（以下「規則等」という。）を含む。）により設置する附属機関をいう。

2 この指針において、「有識者会議」とは、行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求めて、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求める予定しているものをいう。ただし、外部の者を委員に含むものであっても、次の各号に掲げるものは、この指針における有識者会議とはしない。

- (1) 行政施策の伝達など市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる目的とするもの
- (2) まちづくりやイベントの実行、啓発等を主たる目的とするもの
- (3) 広聴を主たる目的とするもの
- (4) 市職員の研修、研究等を主たる目的とするもの
- (5) その他この指針の対象とすることが不適切なもの

第 2 章 附属機関

(附属機関の設置)

第 3 条 新たな附属機関の設置にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 他の附属機関と担任事務が重複しないよう、必要最低限の設置にとどめること。
- (2) 専門知識の導入、公平性の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とする場合で、専門委員制度や有識者会議の活用、パブリックコメントの実施など他の行政手段ではその目的が達成されないものであること。
- (3) 規則等により設置する一時的又は臨時的な附属機関については、規則等の附則において、2 年以内の設置期限を定めること。

(附属機関の見直し)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する附属機関については、積極的に廃止又は統合を検討しなければならない。

- (1) 設置目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により必要性が低下したもの
- (3) 会議の開催が年間 1 回以下であるなど活動が不活発なもの
- (4) 他の附属機関や行政手段により代替可能なもの

- (5) 法令改正等により、廃止又は統合が可能となったもの
- (6) その他行政の簡素化・効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの
(附属機関の委員の選任)

第5条 委員の選任にあたっては、当該附属機関の設置目的を踏まえて、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 委員（臨時委員など必要に応じて臨時的に置く委員を除く。）の数は、20人以内とすること。ただし、法律又は条例に定めがある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 女性委員の割合が40%以上になるよう努めること。
- (4) 委員の在任期間は、通算して10年を超えないこと。
- (5) 同一人を委員として選任できる機関の数は、4機関までとすること。なお、有識者会議の委員として選任されている場合は、その数も含めるものとする。
- (6) 市職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。

2 前項第4号及び第5号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

- (1) 特定の範囲の対象者から選挙等の方法で委員を選任する場合
- (2) 当該附属機関の担任事務に密接な関連を有する団体を代表する者及びこれらに準ずると認められる者である場合
- (3) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合
(委員の除斥)

第6条 附属機関は、委員が審議内容に直接の利害関係を有する可能性がある場合には、委員の除斥に関する規定を整備するよう努めなければならない。
(会議の公開)

第7条 附属機関の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開しなければならない。

- (1) 神戸市情報公開条例第10条各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 附属機関は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

3 神戸市情報公開条例第10条各号のいずれかに該当する情報を扱う附属機関であっても、その都度の会議内容により、当該情報を審議する部分とそうでない部分を分離するなど、できるだけ会議を公開するよう努めなければならない。
(会議の公開方法)

第8条 公開可能な附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴又は視聴（以下「傍聴等」という。）を認めることにより行うものとする。

2 会議の公開にあたっては、会議の傍聴等を認める定員をあらかじめ定めるとともに、

会場に傍聴席を設けるものとする。

3 附属機関は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、あらかじめ傍聴等に係る手続及び遵守事項を定めなければならない。

(会議開催の周知)

第 9 条 公開可能な附属機関の会議の開催にあたっては、当該附属機関の概要、開催日時、開催場所、議題、傍聴手続等を事前に市民に周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 前項に規定する市民への周知は、記者資料提供の方法によるものとし、会議開催の 1 週間前までに行うよう努めなければならない。

3 前項に規定するもののほか、会議開催の積極的な周知に努めなければならない。

(会議資料の配布)

第 10 条 附属機関の会議を公開する場合は、傍聴人又は視聴人に会議資料又はその概要を記載した資料を配布し、又は閲覧に供するよう努めなければならない。ただし、神戸市情報公開条例第 10 条各号のいずれかに該当する情報が記載されているものについてはこの限りでない。

2 前項前段に規定する資料については、会議終了後、市政情報室やホームページなどにおいて、速やかに公開しなければならない。

(会議録等の作成)

第 11 条 附属機関は、会議の公開、非公開に関わらず、会議終了後速やかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という。）を作成しなければならない。

2 会議録等は、積極的に公開するよう努めなければならない。

第 3 章 有識者会議

(有識者会議の開催)

第 12 条 新たな有識者会議の開催にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 他の有識者会議と目的が重複しないよう、必要最低限の開催にとどめること。
- (2) 個々の有識者等からの意見聴取やパブリックコメントの実施など、他の行政手段ではその目的が達成されないものであること。
- (3) 可能な限りサンセット方式を採用し、廃止時期を明記すること。

(有識者会議の見直し)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する有識者会議については、積極的に廃止又は統合を検討しなければならない。

- (1) 開催目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により必要性が低下したもの
- (3) 会議の開催が年間 1 回以下であるなど活動が不活発なもの
- (4) 他の有識者会議や行政手段により代替可能なもの
- (5) その他行政の簡素化・効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(有識者会議の委員の選任)

第 14 条 委員の選任にあたっては、当該有識者会議の開催目的を踏まえて、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 有識者会議開催の目的を十分に果たすことができるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 委員（臨時委員など必要に応じて臨時的に置く委員を除く。）の数は、20人以内とすること。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 女性委員の割合が40%以上になるよう努めること。
- (4) 委員の在任期間は、通算して10年を超えないこと。
- (5) 同一人を委員として選任できる有識者会議の数は、4会議までとすること。なお、附属機関の委員として選任されている場合は、その数も含めるものとする。

2 前項第4号及び第5号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

- (1) 当該有識者会議の開催目的に鑑み、関連性を有する団体を代表する者及びこれらに準ずると認められる者である場合
- (2) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合

（会議の公開等）

第15条 有識者会議の公開、公開方法、会議開催の周知、会議資料の配布及び会議録等の作成については、第7条から第11条の規定を準用する。

（留意事項）

第16条 有識者会議は、行政運営上の参考とするため、個々の委員からの意見聴取や意見交換の場であることから、附属機関と誤解を招かないよう、その運営にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 会議の名称には、「紛争処理委員」「審査会」「審議会」「調査会」の名称を用いないこと。
- (2) 会議の趣旨及び目的について、「調停する」「審査する」「審議する」「答申（諮問）する」「建議する」「調査する」の表現を用いないこと。
- (3) 聽取した意見については、「答申」等合議体としての結論と受けとられるような呼称を付さないこと。
- (4) 合議による意思決定を行わないこと（定足数や議決方法などの議事手続を定めないこと。）。
- (5) 委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合は、報償費とすること。

第4章 その他

（事前協議等）

第17条 新たに附属機関を設置し、又は有識者会議を開催しようとする場合は、事前に業務改革課に協議しなければならない。

2 附属機関又は有識者会議を廃止し、又は統合した場合には、業務改革課に報告しなければならない。

（調整事項）

第18条 各局室区総務担当課長は、当該局室区の附属機関及び有識者会議に関し、次の事項の調整を行わなければならない。

- (1) 設置又は開催、廃止、統合に関すること。
- (2) 委員の選任に関すること。
- (3) その他附属機関及び有識者会議の適正な運営等に関すること。

附則

- 1 この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附属機関等の設置等に関する指針（平成 11 年 1 月 28 日市長決定）は、廃止する。

附則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この指針は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

附則

この指針は、令和 5 年 10 月 17 日から施行する

附則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する